

中国四国管区警察局四国警察支局の非常勤職員の採用案内

中国四国管区警察局四国警察支局では、期間業務職員を募集しています。

募集期間 令和 2 年 2 月 14 日（金）～令和 2 年 2 月 25 日（火）

中国四国管区警察局四国警察支局の問い合わせ先

〒760-0019 高松市サンポート 3 番 33 号

警務・監察課人事係 (087)821-3111(内線 2632)

募集要領

1 勤務官署

中国四国管区警察局四国警察支局香川県情報通信部（高松市番町 4 丁目 1 -10）

中国四国管区警察局四国警察支局高松高速道路管理室（高松市朝日町 4 丁目 1-3）

2 採用者数

2 人（非常勤職員）

3 採用予定期間

令和 2 年 4 月 1 日（水）～ 令和 3 年 3 月 31 日（水）

4 業務内容

一般行政事務（庶務的業務、パソコン操作、文書作成等）

5 採用後の処遇

(1) 勤務時間

平日 8:30～17:15（7 時間 45 分）

(2) 休日

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日（12/29～1/3）

(3) 給与

1 日当たり 7,147 円～9,564 円

このほか、通勤方法及び距離に応じた通勤手当（1 か月当たり上限 55,000 円）、期末手当等を支給

(4) 社会保険

- ・健康保険 適用
- ・厚生年金保険 適用
- ・雇用保険 適用（国家公務員退職手当法が適用された場合、適用除外）
- ・労働者災害補償保険 国家公務員災害補償法を適用

(5) 休暇等

年次休暇は採用後 6 か月間を継続勤務し、全勤務日の 8 割以上出勤した場合に、10 日を付与する。また、この外に忌引きによる休暇などあり。

6 応募資格等

- 高卒程度で心身共に健康であること。
- 年齢不問

7 応募できない方

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

8 選考方法

(1) 第 1 次選考（書類審査）

下記書類を、郵送又は持参により令和 2 年 2 月 25 日（火）（必着）までに提出すること（持参の場合は 17:00 まで）。

第 1 次選考の結果については、令和 2 年 2 月 28 日（金）までに連絡する。

ア 提出書類

- (ア) 履歴書（市販のもので可）
写真を貼付すること。

- (イ) 職務経歴書

職務経歴書（様式自由、職歴がない場合は提出不要）

職歴の分かる資料（勤続期間、勤続先（所属）、具体的職務内容、職務に生かせる経験・知識・能力の PR 等）

イ 提出先

〒760-0019 高松市サンポート 3 番 33 号

中国四国管区警察局四国警察支局警務・監察課人事係 宛て

(2) 第 2 次選考（面接）

日時等は第 1 次選考結果連絡の際に指定する。